

自主記帳・自主計算
自主申告を貫こう!

No. | 887
2024年
5月13日
月曜日発行

ひろしま北 民商ニュース

【発行所】**広島北民主商工会**
広島市安佐南区緑井
6丁目12番10号
TEL 879-4060
FAX 879-4064
E-mail: kitaminsyou@yahoo.co.jp



市収納対策部へ申し入れと交渉

実態つかまず、制度活用もせず 不当な徴収・滞納整理が横行

5月2日(木)、広島北民商を含む市内4民商が合同で、広島市財政局・収納対策部へ申し入れと交渉をおこないました。

北民商から久村会長、横畑副会長、寺本要求運動部長、事務局3名の計6名が参加し、4民商から17名と、広島法律事務所の上井弁護士も同席しました。

5月2日(木)、広島北民商を含む市内4民商が合同で、広島市財政局・収納対策部へ申し入れと交渉をおこないました。事前に要請していたデータ資料も有り、状況の説明なども交えて回答がありました。実際に現場で起きている対応とはかけ離れた回答ばかりで、参加者からは抗議の声が相次ぐ交渉となりました。

要請への回答では、特別滞納整理課の扱った「高額滞納分」の範囲について、令和6年度は、市税等で60万円以上、国保で50万円以上あるいは付帯金(延滞金等)のみで50万円以上の滞納金額の事案を取り扱っているとの回答でした。国保料は毎年値上がり



市内4民商から20名が参加し、納税相談での不当事例を抗議



し、国保料の世帯当たりの上限額は104万円にもなりません。市の試算でも子供2人を育てる4人世帯で年間所得316万円以上は50万円の国保料が発生します。1年で発生する額が「高額滞納」扱いになるという線引きは厳しすぎます。令和4年度の滞納状況は市税で3万人、国保で2万人に上り、差押えも7658件おこなっています。

事例として、破産手続き中の滞納者への「破産したら滞納税金の支払いに充てられるだろう」と法の趣旨に反した対応や、収支や生活費を考慮しない売掛金の全額差押え、「借入返済を止めれば払えるでしょう」といった発言など、現場では強権的な滞納処分が横行しています。

これらの実態に対し、山本課長からは「拳証」という言葉も思わず出されながら、その上で「実態を確度(正確さ)を持って説明してもらえれば」と発言。(裏面に続きます)

従業員給与等への定額減税

学習会のお知らせ

日時 5月17日(金)夜7時

20日(月)昼2時

場所 民商事務所3階

◎持ってくるもの

- ・1月以降の給与明細や源泉徴収簿等
- ・『給与所得者の扶養控除等申告書』
- ・筆記用具

対象となるかどうかの判断は、4月29日号のニュースも参考にしてください。

新入会員さんも参加して、川内支部が歓迎会&懇親会を開催

若い世代も多く、17名が参加



多くの参加で、楽しい交流となりました

でたくさん笑って、お互いの労をねぎらいました。そして川内支部の担当三役の久村会長から「たくさん

4月27日(土)、川内支部が新入会員歓迎会と懇親会を、緑井の『悟空』にて開催しました。事前の支部役員さんたちの声掛けもあり、合計で17名の参加でした。

竹本支部長から元気よく「確定申告お疲れさまでした。次は北民商総会に向け、支部総会も開催されます。みんなが集まりましょう。乾杯〜!」でスタートしました。今回は新入会員さんと次世代を担う後継者たちも参加され、賑やかに美味しい料理を食べ、途中ではテーブルの上にはスラリとジョッキが並び、誰が注文したお酒かと笑いましたが、みんなでしたっけり飲ん

【牛田記】

婦人部主催

きたみんカフェ & 領収書整理会

5月21日(火) 13時30分~
会場: 北民商事務所3階

楽しくお茶をしながら交流しましょう!
みなさん、気軽に参加して下さい♪